

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年2月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について  
議案 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について  
議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議第 4号 事業計画変更申請について  
議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議第 6号 農地の買受適格証明願いについて

- 報告事項 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について  
報第 2号 農政対策部会の結果報告について  
報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について  
報第 4号 作付変更届について  
報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について  
報第 6号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

## 農業委員出席委員 19名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員    | 2番 山 屋 和 徳 委員  |
| 3番 熊 倉 睦 委員    | 4番 栞 原 一 郎 委員  |
| 5番 馬 場 良 子 委員  | 6番 坂 井 浩 行 委員  |
| 7番 田 邊 稔 委員    | 8番 捧 幸 伸 委員    |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員  | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 11番 岡 崎 洋 一 委員 | 12番 島 影 正 幸 委員 |
| 13番 清 野 秀 作 委員 | 14番 小 林 茂 宏 委員 |
| 15番 佐 藤 一 富 委員 | 16番 三 師 満 夫 委員 |
| 17番 佐 藤 裕 雄 委員 | 18番 田 邊 敦 子 委員 |
| 19番 廣 川 哲 也 委員 |                |

農業委員欠席委員 なし

## 推進委員出席委員 17名

- 飯 塚 栄三千 委員 井 上 利 弥 委員

大 口 伸 昭 委員  
北 澤 正 之 委員  
笹 岡 大 介 委員  
長谷川 淨 二 委員  
廣 川 久 一 委員  
松 下 正 樹 委員  
吉 田 精 一 委員  
渡 辺 秀 人 委員

蒲 澤 利 嗣 委員  
小 池 秀 一 委員  
高 山 弘 則 委員  
原 田 孝 一 委員  
松 岡 博 一 委員  
山 谷 秀 昭 委員  
吉 田 昇 委員

推進委員欠席委員 1名

矢 代 誠 一 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	阿 部 勝 峰
経 営 基 盤 係 長	上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 任	長谷川 義 隆
経 営 基 盤 係 一 般 任 用 主 事	味 田 佐 恵 子

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

定刻になりましたので、これより2月の定例総会を開会したいと思います。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

出席状況をお知らせいたします。農業委員現在員19名、出席19名、欠席ゼロ、推進委員現在員18名、出席17名、欠席1名でありますので、会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

2番、山屋和徳委員、18番、田邊敦子委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議事に入る前に皆様にお諮りをしたいと思います。議第1号及び議第2号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいで議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

これから議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

議第1号の説明の前に、大変恐縮ですが、議案訂正のお願いと、併せておわびを申し上げます。

お手元に配付させていただきました正誤表1ページ、「議第1号 農用地利用集積計画の承認について正誤表」と議案を併せて御覧願います。議案は8ページになります。702番ですが、利用権を設定する者の氏名を正誤表のとおり訂正をお願いするものです。申請人の死亡に伴う変更をお願いするものであります。よろしく願いいたします。

続きまして、正誤表2ページをお願いします。「議第2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について正誤表」です。11月総会の利用権移転で、下段にあります11番について記載漏れがありましたので、追加するものです。11番は、平成31年3月の総会におきまして、異議ないものとして県公告が出されました利用配分計画のうち、記載の飯田地内の農地5筆、4,890平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。この後の議第2号と併せて御審議をお願いいたします。

最後に、正誤表3ページをお願いします。「報第6号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について正誤表」です。議案書は35ページになります。上段の登載者氏名に誤りがありましたので、正誤表のとおり修正をお願いするものです。

正誤表については以上です。誠に申し訳ありませんでした。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明いたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして御説明いたします。

2ページを御覧願います。今月の申請は5件で、合計面積1万7,020平米であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員より御報告いただきました案件になります。

1ページへお戻りいただき、682番から順に御説明いたします。

682番は、代官島地内の農地5筆、3,004平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は10アール当たり〇〇〇円であります。

683番は、荻島地内の農地3筆、2,616平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は10アール当たり〇〇〇円であります。

684番は、須戸新田地内の農地1筆、1,985平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は10アール当たり〇〇〇円であります。

685番は、井栗地内の農地2筆、1,354平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は10アール当たり約〇〇〇円であります。

2ページお願いします。

686番は、芹山地内の農地2筆、8,061平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は10アール当たり〇〇〇円です。

続きまして、利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

14ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定28件、面積22万6,881平米、再設定

8件、面積3万1,642平米、合計では36件、面積25万8,523平米であります。

それでは、戻りまして3ページの687番から順に御説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

687番から9ページの704番までの18件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

687番は、高安寺地内の農地3筆、8,635平米。

688番は、大沢地内の農地3筆、4,561平米。

689番は、長沢地内の農地2筆、1,134平米。

690番は、代官島地内の農地3筆、1,264平米。

4ページをお願いします。

691番は、塚野目地内ほかの農地21筆、2万7,386平米。

692番は、鶴田一丁目地内ほかの農地18筆、2万3,678平米。

693番は、月岡一丁目地内の農地1筆、499平米。

6ページをお願いします。

694番は、月岡一丁目地内の農地5筆、2,545平米。

695番は、月岡一丁目地内の農地2筆、1,018平米。

696番は、月岡一丁目地内の農地2筆、1,018平米。

697番は、月岡一丁目地内の農地2筆、1,018平米。

698番は、上須頃地内の農地1筆、132平米。

699番は、上須頃地内の農地7筆、4,894平米。

700番は、下須頃地内の農地2筆、915平米。

8ページをお願いします。

701番は、尾崎地内ほかの農地3筆、3,312平米。

702番は、大面地内ほかの農地6筆、1万7,837平米。

703番は、蔵内地内の農地3筆、1万6,867平米。

704番は、南中地内の農地3筆、2,174平米。

以上18件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次の705番から12ページの714番までの10件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に5年または10年間利用権設定をするものであります。

それでは、705番から順に御説明いたします。

705番は、茅原地内の農地1筆、4,993平米。

706番は、前谷内地内の農地1筆、3,903平米。

707番は、西裏館二丁目地内の農地3筆、2,920平米。

10ページをお願いします。

708番は、栗林地内の農地1筆、932平米。

709番は、下保内地内の農地1筆、6,504平米。

710番は、袋地内ほかの農地5筆、1万6,260平米。

711番は、福島新田地内の農地1筆、4,558平米。

712番は、高安寺地内ほかの農地5筆、1万869平米。

713番は、岩淵地内の農地6筆、4万2,875平米。

12ページをお願いします。

714番は、名下地内の農地7筆、1万4,180平米。

以上10件は、新潟県農林公社が新規に5年または10年間利用権設定をするものであります。

715番から14ページの722番までの8件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第1調査部会長は私の隣に着席願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

それでは、第1調査部会の調査結果について報告いたします。

第1調査部会では、2月24日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、榎原会長代理出席の下、会議を開催いたしました。事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時5分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転5件、新規設定28件、再設定8件、合計件数41件、面積27万5,543平米で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の31件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする10件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(野崎会長)

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(阿部事務局長)

それでは、議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』御説明いたします。

18ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定9件、面積10万7,994平米、利用権移転5件、面積3万610.91平米、合計では14件、面積13万8,604.91平米であります。

15ページにお戻りいただき、1番から順に御説明いたします。

一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、茅原地内ほかの農地2筆、8,896平米。

2番は、西裏館二丁目地内の農地3筆、2,920平米。

3番は、栗林地内の農地1筆、932平米。

4番は、下保内地内の農地1筆、6,504平米。

5番は、袋地内ほかの農地6筆、2万818平米。

16ページをお願いします。

6番は、高安寺地内ほかの農地5筆、1万869平米。

7番は、岩淵地内の農地3筆、2万1,943平米。

8番は、岩淵地内の農地3筆、2万932平米。

9番は、名下地内の農地7筆、1万4,180平米。

以上9件は、それぞれ記載の借受人に新規に貸付けをしたいとするものでございます。

続きまして、利用権移転の案件につきまして御説明いたします。

10番は、平成26年12月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の下大浦地内の農地4筆、3,584平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

11番は、平成28年1月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の下大浦地内の農地9筆、8,185平米について、耕作者の変

更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

12番は、平成28年10月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の高岡地内ほかの農地25筆、1万3,025.91平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

18ページをお願いします。

13番は、平成30年12月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の西本成寺地内の農地1筆、512平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

14番は、平成31年2月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の井栗一丁目地内ほかの農地8筆、8,304平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

以上5件は、それぞれ記載の借受人に利用権移転したいとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定9件、利用権移転5件、合計件数14件、面積13万8,604.91平米で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めることで答申します。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

19ページを御覧願います。今月の申請は4件で、合計面積1万7,127平米であります。

35番は、須戸新田地内の農地1筆、2,003平米を譲受人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

36番は、善久寺地内の農地1筆、1,020平米を譲受人が譲渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

37番は、前谷内地内の農地1筆、3,603平米を譲受人が譲渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

38番は、大沢地内の農地7筆、1万501平米を譲受け法人が経営規模の拡大を図るため、同法人の会長である譲渡し人から贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、贈与によるもの3件、合計件数4件、合計面積1万7,127平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

38番の案件について詳しく教えてください。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（阿部事務局長）

38番の合資会社大沼種鶏場さんの譲受案件でございますが、こちらは新発田市の会社で、新発田市内に387.76アールの経営面積を持っております。今回大沢地内の農地を取得し、カボチャ、タマネギ、ニラの栽培をするという計画を提出されております。



議長（野崎会長）

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

農地を所有されるということですので、農地所有適格化法人だと思いますが、三条市内の法人ではないので、新発田市のほうには確認はされたんでしょうか。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（阿部事務局長）

農地所有適格法人であることは確認しております。

議長（野崎会長）

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

ありがとうございました。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

20ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積43平米であります。

20番は、計画変更のみの申請で、平成4年3月23日付で農地法第5条の許可を受けた西本成寺地内の農地1筆、43平米について、当初計画した住宅建設が不要となり、現に畑として利用していることから、畑とする事業計画変更申請があったものです。場所につきましては、大面小学校北東940メートルの土地であります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、件数1件、面積43平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、既に畑として耕作していること、機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

22ページを御覧願います。今月の申請は7件で、合計面積4,478.17平米であります。

21ページにお戻りをお願いします。

101番は、東裏館三丁目地内の農地1筆、984平米を売買により取得し、宅地分譲地5区画及び道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、裏館小学校南側隣接地で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

102番は、荒町二丁目地内の農地1筆、944平米を売買により取得し、歯科診療所1棟及び駐車場16台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、三条市消防本部北側160メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

103番は、新光町地内の農地2筆、1,255平米を売買により取得し、宅地分譲地6区画及び道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、三条警察署北側230メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されま

す。

104番は、柳川新田地内の農地2筆、715平米を賃貸借権の設定により、乾燥施設1棟、

駐車場5台及び通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、旭小学校北側60メートル付近で、農振農用地区域内の農地ではありますが、農業用施設の整備であることから農振農用地区域内の農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

105番は、下保内地内の農地1筆、197平米を売買により取得し、駐車場4台及び雪捨場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、JR保内駅北東280メートル付近で、300メートル以内に鉄道の駅があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

106番は、西本成寺地内の農地2筆、11.17平米を売買により取得し、既存宅地20.24平米と一体で建て売り住宅敷地拡張の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、西鱒田小学校北側300メートル付近で、500メートル以内に2つの教育施設があり、かつ申請地東側道路に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

22ページをお願いします。

107番は、東光寺地内の農地1筆、372平米を売買により取得し、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、福多郵便局北側500メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数7件、面積4,478.17平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地の買受適格証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第6号『農地の買受適格証明願いについて』御説明いたします。

23ページを御覧願います。今月の申請は1件であります。この議案については、令和3年4月総会以来でございますので、買受適格証明願いについて、簡単に御説明申し上げます。

通常の不動産公売の場合には、買受申出者のうち最も高い価格を提示した買受申出者が落札することになりますが、農地の公売の場合には落札者が決まっても、その者が農地法の規定による権利移動の許可を受けられなければ所有権を移転することができません。そのため、農地の公売の場合は、買受けの申出ができる者を買受適格証明書を有している者に限定する取扱いがされております。買受適格証明書の交付は、農地法の許可の手續に準じて行うことになっておりますので、農地の公売に参加しようとする者は農業委員会に証明願を提出し、農業委員会は農地法の許可ができるか否かの判断をし、適当であるとされた者について証明書を交付します。

今回の案件につきましては、公売を過去6回行ったものの、購入希望者が現れなかったため、関東信越国税局と願出者が随意契約により売買が行われる予定です。随意契約が成立した場合、農地法の許可の手續を改めて行う必要がありますが、証明書の交付の時点で実質的な判断が済んでいることから、許可申請が提出されると同日許可する扱いになっています。

それでは、議案を説明申し上げます。今回適格証明願が出されている案件は、農地法第3条第1項の規定による許可を要する案件1件で、対象となる農地は田屋地内の農地1筆、2,272平米で農振農用地でございます。最低売却価格は〇〇〇円です。願出者は、経営規模拡大を図るため、願出されたものでございます。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第6号『農地の買受適格証明願いについて』は、件数1件、願出者1名の申請について書類審査など詳細説明を受け、農地法第3条の許可要件を満たしており、適格証明願は適当と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。なお、買受適格証明書の交付を受けた者が随意契約締結後、農地法第3条申請書を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

ありがとうございました。第1調査部会長は自席へお戻りください。大変ありがとうございました。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告をお願いします。

農政対策部会長は私の隣に着席を願います。

3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

おはようございます。農政対策部会の報告をいたします。

去る2月18日午前9時30分から、厚生福祉会館第2集会室において、部会員と野崎会長、榎原会長代理出席の下、会議を開催いたしました。議題につきましては、令和4年度三条市農業委員会事業計画（案）ほかでございます。事務局から説明を受け、原案どおり決定することといたしました。部会で審議いたしました議案は、本日皆様方にお配りしたものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

その会議の中で、一言私のほうから言わせていただきます。追加になった案としては、第6号の⑥と⑦、⑧でございます。それから、第9号議案として、今もリモートで会議をやっておりますが、今後こういう会議が増えていくのではないかなと思っておりますので、その点よろしく願い申し上げます。そのときに第9号議案の中で議題に上がりました、これはリモートだから会議に出席しなくていいよじゃなくて、みんなが、推進

委員、農業委員も出席して会議をするんだと、リモートの場合は感染症対策であるとか、密室になると皆さん困るようなときはオンライン会議もやっていかなければならないということで、最後には極力全員出席ということでお願いしたいということで会議の中で話をしました。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続けて、事務局より報告を願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告の中で御質問がありましたら御発言をいただきたいと思います。

私のほうから1点申し上げたいことがあります。先ほど熊倉農政対策部会長が発言されました内容なんですけど、コロナ禍の状況で、オンライン会議を行っているわけでございます。今まで、過去からずっと見ていますと、いかなる理由でも、冠婚葬祭以外、そしてまた今現在コロナ禍となっておりますが、それ以外は欠席しちゃならないという見えないルールがあります。というのは、農業委員会は昔は自ら進んで立候補して出てきたものであって、このたび農業委員会改革、改正がありました中で、推薦ということで出てきておるわけでございます。そんな中で、仕事が忙しいから欠席させてくれ、そして、どこかの会議があるから欠席させてくれという理由は成り立ちませんので、できる限り全員が出席するようお願い申し上げます。やむを得ない場合は、事務局に連絡をお願いしたいと思います。

以上、私のほうからこれだけ申し上げたいなと思っていただわけでございます。お願い申し上げます。

ほかに御発言ございませんか。

発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終わります。

農政対策部会長は、自席へお戻り願います。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第6号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思います。

御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いします。

第2調査部会長、17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

来月の調査部会開催案内をお伝えします。

第2調査部会、17番、佐藤です。来月は第2調査部会の当番でございます。3月25日午前9時から厚生会館第3集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は28日午前9時半から開会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたって御審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時27分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（ 2 番）

---

議事録署名委員（ 1 8 番）

---